漆畑邦裕税理士事務所

TAX NEWS LETTER







いつもお世話になっております。 秋も深まり、冷え込んで参りました。 お風邪など召されませぬようお願い申し上げます。



それでは、今月の事務所だよりをお届けします。



~トピックス~

- 1.海外転勤=国外転出届で変わる-税金・健康保険・年金
- 2. 税務カレンダー (2023年11月の税務)
- 3. 令和5年度地域別最低賃金
- 4. 電子帳簿保存の電磁的記録媒体

海外転勤=国外転出届で変わる – 税金・健康保険・年金



◆国外転出届をすると国内住所がなくなる

1年以上の予定での海外転勤となると、居住している自治体に転出届を提出します。転出先として国外の住所を記載するので国外転出届となります。この届出により、国内に住所はなくなります。国内に住所がなくなることで、住所を基に課される税金や保険・年金の扱いも変わってきます。

◆所得税・住民税

国内に住所がなくなると、所得税法上の納税義務者区分は、非居住者となります。

給与以外の所得がなければ、日本での所得税の課税はなく、勤務先国での税法に従った課税となります(駐在期間中の自宅を他人用の賃貸に出すなど、給与以外の日本国内源泉所得がある場合は、日本での確定申告が必要となることもあります)。

個人住民税は、その年の1月1日時点で市町村(都道府県)に住所がある者に対して課税されます。そのため、住所がなくなった翌年からは、帰国して住所を持つこととなるまで、住民税は課されないことになります。

◆社会保険・国保・年金

赴任前の国内会社から継続して国内払い給与があれば、 海外赴任中も各種社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇 用保険など)の被保険者資格は継続となります。厚生年金 につき、赴任先国と日本との間で年金協定があれば、2つ の国での二重払いを回避できます。

健康保険が継続していると、海外赴任中に急な病気やけがなどによりやむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合に、申請により一部医療費の払い戻しを受けられる海外療養費制度が使えます。

一方、雇用主が駐在先の現地法人となる場合には、現在の日本での被保険者資格を喪失することになります。その場合は厚生年金から国民年金への切り替えや健康保険の任意継続などの手続きが必要となります。

国民年金は、日本国籍者であれば、海外居住でも任意加入できます。国民年金に任意加入する目的としては、年金をもらう条件として必要な加入期間を充足させることと将来もらえる年金額を減らさないためなどです。なお、海外在住者に国民健康保険の任意加入制度はありません。

2023年11月税務

11月10日

●10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11月15日

●所得税の予定納税額の減額申請

11月30日

- ●所得税の予定納税額の納付(第2期分)
- ◆特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- ●9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- ●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ●3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- ●消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ●消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は 2ヶ月分) <消費税・地方消費税>

○個人事業税の納付(第2期分)(11月中において都道府県の条例で定める日)

令和5年度地域別最低賃金



◆47都道府県で39円~47円の引き上げ

令和5年度地域別最低賃金改定額が中央最低賃金審議会取りまとめられ公表されました。各都道府県労働局長の決定 により10月1日より順次発令されます。

地域別最低賃金の全国整合性を図るため目安額のランクを設けていますが、4区分だったランクが今年度から3区分 に変更となり、改定額を見ていくとAからCの47都道府県すべてで39円以上引き上げられ、東京都は時給1,113円と最 高です。

最高額1,113円と最低額893円の金額差は220円です。差の割合は80.2%と8割を超えて地域格差は少しずつ改善し ています。

◆地方で目安を上回る回答相次ぐ

近年最低賃金は引き上げの流れが続いていますが、消費者物価の上昇が大きく、昨年10月~今年6月までの消費者 物価指数は対前年同期比4.3%で最低賃金引き上げ率3.3%を大きく上回っています。目安を上回る引き上げが賃金の 低い地方で相次ぎました。地域経済の活性化や若年層の流出を防ぎ労働人口を確保するには、目安より高い金額が必 至と上乗せした回答が24県ありました。引き上げ幅の全国加重平均額は43円で過去最高となっています。



令和5年度の改定額は以下の通り

·39円改定 岩手893円

・40円改定 北海道960円 宮城923円 群馬935

富山948円 山梨938円

長野948円 岐阜950円 静岡984円 三重973円

滋賀967円 京都1008円

奈良936円 岡山932円 和歌山929円 広島970円

山口928円 香川918円

·41円改定 栃木954円 埼玉1028円 東京1113

円 神奈川1112円 新潟931円

愛知1027円 大阪1064円 兵庫1001円 徳島896

円 福岡941円

·42円改定 福島900円 茨城953円 千葉1026円

石川933円

·43円改定 福井931円 沖縄896円

・44円改定 秋田897円 愛媛897円 高知897円

宮崎897円 鹿児島897円

·45円改定 青森898円 大分899円 長崎898円

熊本898円

·46円改定 山形900円 鳥取900円

・47円改定 島根904円 佐賀900円



電子帳簿保存の電磁的記録媒体



◆電磁的記録媒体って何?

電子帳簿保存法では、国税関係帳簿書類の保存義務者は、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して国税関係帳簿を作成する場合に、一定要件下で、その電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができることとされています。では、「電磁的記録」は、どんなものに保存するべきでしょうか。国税庁のWebサイトに具体的なものとして挙げられているのは、ハードディスク・CD・DVD・磁気テープ、もしくはCOM(電子計算機出力マイクロフィルム)等とされています。

ただ、法令解釈を見てみると、「法律上媒体を具体的に限定するような規定は存在せず、保存義務者の任意の選択で良い」とされています。

◆ところで磁気テープって何?

若い人の中には「磁気テープって何だ?」と思った方もいらっしゃるかもしれません。昔は音楽を聴くのに使う「カセットテープ」やテレビ番組などを録画しておく「ビデオテープ」といったものがメジャーでした。磁気を帯びたテープが円形に巻き付けてある記録媒体で、動画等の早戻しを「巻き戻し」と言う方がいるのは、このテープの巻きに由来しているものです。

最近は一般の方には縁遠いものになりつつある磁気テープですが、データ保存の規格であるLTOテープというものが活躍しています。容量あたりの価格が安く、データ保存時の電力消費量も低いため、大容量データのバックアップ等に活用されているようで、グーグルやマイクロソフトといった大企業も利用しています。

◆保存は良いけど提出はNG

そんな磁気テープですが、令和4年度税制改正において、給与支払報告書やe-Taxによる法人税等の確定申告の添付書類記載事項の提出方法から、磁気テープの提出が除外されています。

磁気テープは保存性や容量で比較すると他の媒体に比べ優位であるものの、そのデータを読み込むドライブの価格が、 とても高いのです。規格が異なると読み込みもできなくなるため、常に最新のドライブを購入し、古いものも使えるよ うに維持する費用を考えると、除外もやむなしといったところでしょうか。



